

社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人が直接同項第4号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第5号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第11号の5、第702条の2第2項
医療法第42条の2第4項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者

社会医療法人

(3) 対象資産

医療法第42条の2第4項に規定する救急医療等確保事業の用に供する固定資産（同項第5号に規定する基準に適合するものに限る。）

ただし、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店、物品販売施設及び駐車施設の用に供する固定資産以外のものとする。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・社会医療法人の認定書の写し
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第１担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町３番５号
土地第２担当	084-928-1026		
家屋第１担当	084-928-1023		
家屋第２担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		